

IV

諸資格の取得

1	教育職員免許状	223
2	学芸員	223
3	日本語教員	225
4	社会調査士	226
5	栄養士	227
6	食品衛生管理者及び食品衛生監視員	227
7	管理栄養士	228
8	建築士	228
9	公認心理師	231

IV 諸資格の取得

本学では、各種教育職員免許状、学芸員・社会調査士・栄養士・食品衛生管理者・食品衛生監視員の資格、管理栄養士・一級建築士・二級建築士の国家試験受験資格を取得することができます。取得のためには、卒業に必要な授業科目のほかに、それぞれ指定された授業科目の単位を修得し、所定の手続きを経ることにより、それぞれの資格等を取得することができます。

【取得できる資格一覧】

学部	学 科 等	中学校・高等学校教諭（一種）											小学校教諭（一種）	幼稚園教諭（一種）	栄養教諭（一種）	学芸員	社会調査士	食品衛生監視員	食品衛生管理者	栄養士	管理栄養士	一級・二級建築士
		国語	社会	地理歴史	公民	数学科	理科	音楽	保健体育	家庭	情報	英語	中国語									
文教教育学部	人文学科		○	○	○									*		△	△					
	言語文化学科	○										○	○	*		△	△					
	人間社会科学科(教育科学・子ども学コース)		○		○									○	○	△	△					
	人間社会科学科(社会学コース)		○		○									*		△	△					
	芸術・表現行動学科							○	○					*		△	△					
理学部	数学科					○								*		△	△					
	物理学科						○							*		△	△					
	化学科						○							*		△	△					
	生物学科						○							*		△	△					
	情報科学科					○					○					△	△					
生活科学部	食物栄養学科														○	△	△	△	△	△	□	
	人間生活学科									○				*		△	△					
	心理学科															△	△					
共創工学部	人間環境工学科															△	△					□
	文化情報工学科															△	△					

○＝免許、△＝資格、□＝国家試験受験資格

注）※地理歴史、公民、情報は、高等学校教諭（一種）のみ

※一級・二級建築士については、P.228～P.230 参照

※*のある学科では一定の要件のもとに小学校教諭一種免許状を取得することができる（要確認）

1 教育職員免許状

本学で教員免許状を取得するには、卒業に必要な単位を修得するほか、教育職員免許関係法令（「教育職員免許法」「同法施行規則」「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」）が定めるそれぞれの免許状に必要な科目の単位を併せて修得する必要があります。

食物栄養学科の学生は、栄養教諭一種免許状を取得することが可能です。

なお、教職課程の説明会を何度か行うので、必ず参加してください。その他不明な点は、学務課教職担当に問い合わせてください。

基礎資格・最低修得単位数・介護等体験

教育職員免許状の種類		基礎資格	教育職員免許法に定められた単位数						介護等体験
			教科及び教科の指導法に関する科目 (幼稚園教諭)領域及び保育内容の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目	大学が独自に設定する科目	合計単位数	
幼稚園教諭	専修	修士の学位を有すること。	16	10	4	7	38	75	不要
	一種	学士の学位を有すること。	16	10	4	7	14	51	不要
小学校教諭	専修	修士の学位を有すること。	30	10	10	7	26	83	*
	一種	学士の学位を有すること。	30	10	10	7	2	59	必要
中学校教諭	専修	修士の学位を有すること。	28	10	10	7	28	83	*
	一種	学士の学位を有すること。	28	10	10	7	4	59	必要
高等学校教諭	専修	修士の学位を有すること。	24	10	8	5	36	83	不要
	一種	学士の学位を有すること。	24	10	8	5	12	59	不要
栄養教諭	一種	学士の学位を有すること、かつ管理栄養士の免許を受けていること又は指定された管理栄養士養成施設の課程を修了し、栄養士の免許を受けていること。	4	8	6	4	0	22	不要

注) ① 介護等体験の「*」は、既に小学校又は中学校の免許状を取得している者（取得要件を満たしている者を含む。）は不要。

② 「修士の学位を有すること」には、大学の専攻科又は文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に一年以上在学し、30単位以上修得した場合を含むものとします。

③ この表に規定する最低単位数の他に日本国憲法2単位、体育2単位、外国語コミュニケーション4単位及び情報機器の操作2単位を修得することを必要とします。

※教育職員免許状取得の方法、授業科目等の詳細については、別冊「教育職員免許法に関する説明及び科目認定一覧表」を参照してください。

2 学芸員

学芸員の資格を取得するには、卒業に必要な単位を修得するほか、博物館法施行規則に基づいて本学が定めた所定の単位を併せて修得する必要があります。したがって資格の取得を希望するものは、低学年次から計画的に履修する必要があります。なお、選択科目は文教育学部（地理環境学主プログラムを除く）及び生活科学部人間生活学科、心理学科の学生は文化史・美術史・考古学・民俗学の中から、文教育学部人文科学地理環境学主プログラム選択及び共創工学部文化情報工学科の学生は文化史・美術史・考古学・民俗学・地学の中から選択して履修する。理学部、生活科学部食物栄養学科及び共創工学部人間環境工学科の学生は物理学・化学・生物学・地学の中から選択して履修してください。

学芸員として就職する際には、本学が発行する卒業証明書及び学芸員の資格認定に関する科目の単位修得証明書を任命権者（都道府県及び市町村の教育委員会等、博物館の管理機関）に提出する必要があります。

なお、本学における学芸員の資格取得のための履修は、原則学部学生を対象としています。ただし、履修人数に余裕がある場合などに限っては、大学院生も履修できることがありますので、希望者は学務課まで相談してください。

博物館実習の履修受入可能人数は20名前後です。